

ETFの呼値の単位の適正化等に伴う「業務規程」等の一部改正新旧 対照表

目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	2

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券（<u>投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券については次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。</u>） <u>前号 a の規定（新株予約権証券に係る部分を除く。）は、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは、「1口（投資法人債券に類する外国投資証券にあつては、1証券を1口とする。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(2)の2 <u>投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券（円滑に決済を行うために売買単位当たりの価格が円位以上を維持することができる」と当取引所が認めるものに限る。以下この号において同じ。）</u></p> <p><u>第1号 b の規定は、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは、「1口（投資法人債券に類する外国投資証券にあつては、1証券を1口とする。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和3年10月29日以後の当取引所が定める日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日における取扱いその他必要な事項については、当取引所が別に定めるところによる。</p>	<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券については、<u>前号の規定（新株予約権証券に係る部分を除く。）</u>を準用する。この場合において、「1株」とあるのは、「1口（投資法人債券に類する外国投資証券にあつては、1証券を1口とする。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p>

E T Fに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第7条 内国E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからlまで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託を除く。以下この号、第9条の2第1項及び第14条第1項第3号において同じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(h)及びeを除く。)に適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>bの2 新規上場申請銘柄の投資信託約款に特定の指標又は基準価額の変動を条件に投資信託契約を解約する旨の記載(特定の指標又は基準価額が正でなくなった場合に投資信託契約を解約する旨の記載その他の当取引所が適当と認める記載を除く。)がないこと。</u></p> <p>c～l (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 外国E T Fの上場審査については、次の各号(投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に類する外国E T Fにあつては、第7号を除く。)に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 新規上場申請銘柄の信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類に特定の指標又は基準価額の変動を条件に信託契約を解約する旨又はファンドを終了する旨の記載(特定の指標又は基準価額が正でなくなった場合に信託契約を解約する旨又はファンドを終了する旨の記載その他の当取引所が適当と認める記載を除く。)がないこと。</u></p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第7条 内国E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからlまで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託を除く。以下この号、第9条の2第1項及び第14条第1項第3号において同じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(h)及びeを除く。)に適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>c～l (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 外国E T Fの上場審査については、次の各号(投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に類する外国E T Fにあつては、第7号を除く。)に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

(3)～(7) (略)

(上場廃止基準)

第14条 上場内国ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからkまで(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあつてはbの(c)を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあつてはbの(h)を除く。)のいずれかに該当する場合

a (略)

b 次の(a)から(i)までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合

(a)～(h) (略)

(i) 特定の指標又は基準価額の変動を条件に投資信託契約を解約する旨の定め(特定の指標又は基準価額が正でなくなった場合に投資信託契約を解約する旨の定めその他の当取引所が適当と認める定めを除く。)が設けられる場合

bの2～k (略)

2 上場外国ETF(外国投資証券に該当するものを除く。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合

a (略)

b 次の(a)から(c)までのいずれかに該当する信託約款の変更が行われる場合

(a)・(b) (略)

(b)の2 特定の指標又は基準価額の変動を条件に投資信託契約を解約する旨の定め(特定の指標又は基準価額が正でなくなった場合に信託契約を解約する旨の定めその他の当取引所が適当と認める定めを除く。)が設けられる場合

(c) (略)

(3)～(7) (略)

(上場廃止基準)

第14条 上場内国ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからkまで(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあつてはbの(c)を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあつてはbの(h)を除く。)のいずれかに該当する場合

a (略)

b 次の(a)から(h)までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合

(a)～(h) (略)

(新設)

bの2～k (略)

2 上場外国ETF(外国投資証券に該当するものを除く。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合

a (略)

b 次の(a)から(c)までのいずれかに該当する信託約款の変更が行われる場合

(a)・(b) (略)

(新設)

(c) (略)

bの2～e (略)

3 上場外国ETF (外国投資証券に該当するものに限る。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) (略)

(5) 上場ETFの銘柄が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合

a (略)

b 上場ETFに係る外国投資法人において、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する規約又はこれに類する書類の変更が行われる場合

(a)・(b) (略)

(c) 特定の指標又は基準価格の変動を条件にファンドを終了する旨の定め (特定の指標又は基準価額が正でなくなった場合にファンドを終了する旨の定めその他の当取引所が適当と認める定
めを除く。)が設けられる場合

bの2～e (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和3年10月29日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項第3号bの(i)、同条第2項第3号bの(b)の2及び同条第3項第5号bの(c)の規定は、施行日以後に上場ETFに係る投資信託約款、信託約款又は規約若しくはこれに類する書類の変更が決定された場合の当該上場ETFから適用する。

bの2～e (略)

3 上場外国ETF (外国投資証券に該当するものに限る。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) (略)

(5) 上場ETFの銘柄が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合

a (略)

b 上場ETFに係る外国投資法人において、次の(a)又は(b)に該当する規約又はこれに類する書類の変更が行われる場合

(a)・(b) (略)

(新設)

bの2～e (略)